

紛争解決手続き]とは

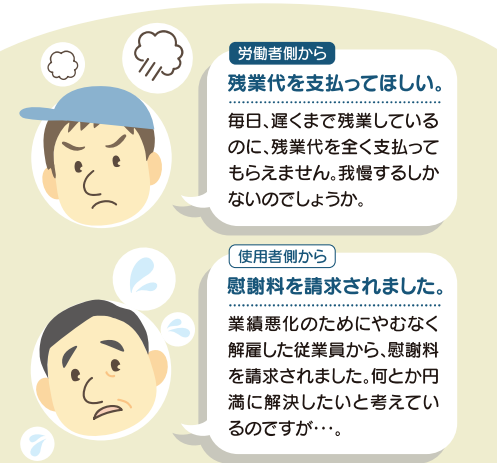


労使双方の立場の調停人が関与

労働問題について経験豊富な2名の弁護士が、中立的な立場から双方の言い分を十分に聞き、最適な紛争解決の道を探します。

労使双方からの申立てが可能

労働者側・使用者側を問わず、いずれの立場からの申立ても可能です。紛争解決のために広くご利用いただけます。



札幌弁護士会 紛争解決センター

TEL 011-251-7730

受付時間 9:00~16:00

URL <http://www.satsuben.or.jp/>

〒060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目

札幌弁護士会館2階

札幌弁護士会法律相談センター内

住所

交通のご案内

地下鉄東西線「西11丁目駅」より徒歩5分

札幌弁護士会

検索



平成26年4月
新規開設

札幌弁護士会が
労働トラブルを

裁判外で **すばやく解決**

労働ADR ご利用のご案内

私たちは、労働問題の
解決に新たな手段を
提供します。

札幌弁護士会紛争解決センター

労働ADR[裁判外]

ADRとは、裁判に代替する紛争解決手段(Alternative Dispute Resolution)のことをいい、法律で厳格に規定された訴訟手続とは別の視点から紛争に向き合うことで、当事者に納得のいく柔軟な紛争解決を目指すものです。

札幌弁護士会紛争解決センターは、経験豊かな弁護士や学者などの専門家の関与のもとで、職場における解雇や賃金トラブル等の労働問題の解決を図るためにご利用いただけます。

労働ADRの特徴

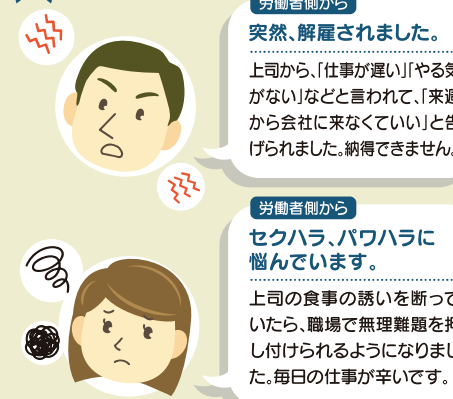
少額事件でも使いやすい

裁判や労働審判のような厳格な手続は要求されませんので、本人の申立ても可能です。たとえ少額の事件であっても、あきらめる必要はありません。

解決し易い

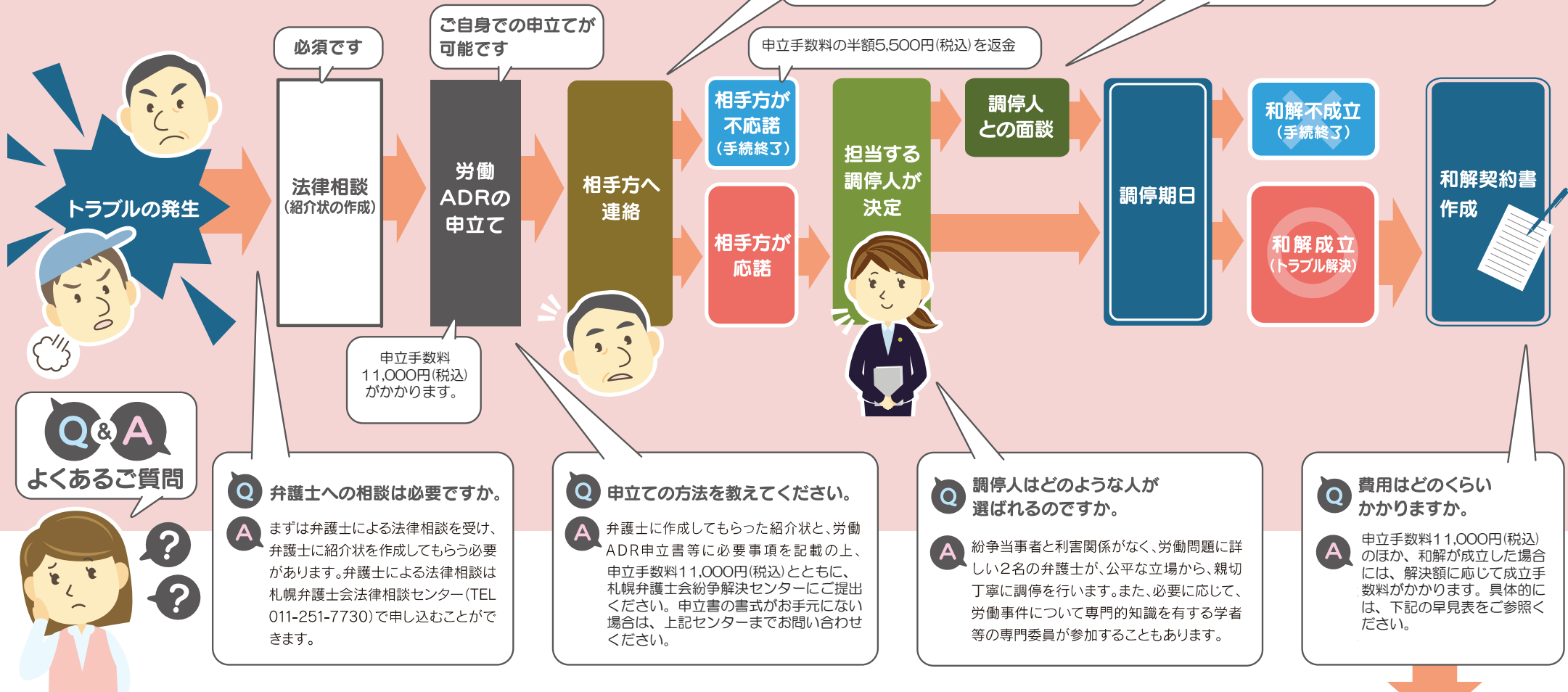
複雑な事件では、弁護士が期日の前に必要に応じて面談を行い、問題点を整理した上で、合理的な解決を目指します。

トラブル事例





労働ADR 紛争解決の流れ



費用・手数料のご案内

●申立手数料 11,000円(税込)

※ 相手方が不応諾の場合は、半額を返金します。

●成立手数料

原則として、下表のとおり、解決額に応じて算出されます。

解決額	手数料
100万円までの場合	8.8%
100万円を超え300万円以下の場合	3.3万円 + 5.5%
300万円を超え3,000万円以下の場合	8.8万円 + 3.3%
3,000万円を超え3億円以下の場合	42.9万円 + 2.2%
3億円を超える場合	372.9万円 + 1.1%

●成立手数料早見表(税込)

解決額	成立手数料
10万円	8,800円
50万円	44,000円
100万円	88,000円
200万円	143,000円
300万円	198,000円

解決額	成立手数料
500万円	264,000円
1,000万円	428,000円
3,000万円	1,089,000円
5,000万円	1,529,000円
1億円	2,628,000円

●具体例

相手方が申立人に対し、解決金として100万円支払うという内容の和解が成立した場合

成立手数料は88,000円(税込)となり、申立人相手方双方が折半して44,000円(税込)ずつ負担します。